

結婚・子育て資金の一括贈与

平成27年9月30日

Kunoh Accounting Office

久納公認会計士事務所

平成27年4月1日より、「結婚・子育て資金の一括贈与」制度が創設されました。今回は、この制度の内容をお知らせするとともに、2年ほど前に導入された「教育資金の一括贈与」との違いにもふれていきたいと思えます。

なお、「教育資金の一括贈与」は、制度が始まって2年強で利用件数が14万5千件に達し、累計の贈与額も大手5行の合計で1兆円を突破しており、制度の利用が進んでいるようです。

1. 制度の概要

「結婚・子育て資金の一括贈与」は平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間に、20歳以上50歳未満の子や孫等の結婚・子育てに充てるための資金を直系尊属である父母、祖父母等が贈与した場合に、1,000万円（結婚に要する費用は300万円）を限度として贈与税が非課税になるという制度です。若い世代に資産を移す事によって消費を促進する狙いがあるといわれています。

2. 具体的な手続

(1) 結婚・子育て資金口座の開設

この非課税制度の適用を受けるためには、子・孫名義の結婚・子育て資金専用口座を開設し、その口座に贈与資金を預け入れる必要があります。また贈与時に「結婚・子育て資金非課税申告書」に贈与する金額などを記載し、金融機関を通じて税務署に提出する必要があります。贈与は必ずしも一度に行う必要はなく、平成31年3月31日までの期間内であれば、追加で「結婚・子育て資金非課税申告書」を提出することにより合計で1,000万円まで何度も贈与することができます。既に銀行などの金融機関ではこの制度を利用される方を対象とした商品の取扱いが始まっています。実際に口座を開設する際

の必要書類は以下の通りとなっています。

- ・贈与を証する書面（贈与契約書等）の原本
- ・贈与者が受贈者の直系尊属であることが確認できる書類（戸籍謄本等）の原本
- ・贈与者、受贈者の氏名、住所が確認できる本人確認書類（運転免許証等）の原本

(2) 結婚・子育て資金口座からの払出し

口座開設後、実際に結婚・子育て費用の支払いがあった場合、領収書などの書類を次の①又は②までに金融機関に提出することにより、口座から引き出すことができます。

- ①領収書等に記載された支払年月日から1年を経過する日
- ②領収書等に記載された支払年月日の属する年の翌年3月15日

提出期限については金融機関によって異なるようです。また、期限を過ぎると引き出しができなくなるので、ご注意下さい。

3. 契約の終了

結婚・子育て資金口座に係る契約は、次の(1)または(2)の時に終了します。

- (1) 贈与を受けた子・孫が50歳に達した時
- (2) 贈与した親・祖父母が死亡した時

上記(1)の場合、その口座に残額がある場合は、残額について贈与があったものとして子・孫に贈与税が課税されます。例えば祖父母から1,000万円の非課税の贈与を受けた受贈者が、結婚で300万円使っただけで50歳になった場合には、残額の700万円が贈与税の対象となります。上記(2)の場合、口座に残っているお金があれば、その資金が親・祖父母から口座名義人である子・孫への相続または遺贈があったものとして取り扱われます。つまり、贈与した親・祖父母の相続財産となります。

4. 非課税となる費用の範囲

この制度を利用することで非課税となる費用のうち、主要なものを紹介させていただきます。前述の通り非課税枠は1,000万円ですが、結婚に要する費用（下記①、②の合計）は300万円までとなっています。

① 婚礼に係る費用

挙式や披露宴を開催するために必要な費用（会場費、衣装代など）が対象となります。ただし、挙式や披露宴に出席するための交通費、婚活費用、結納式に要する費用、婚約指輪の購入費、新婚旅行代などは対象にはなりません。

② 新居の住居費、引っ越し代

結婚を機に受贈者が新たな住居を借りる場合の賃料、共益費、その住居に転居するための引っ越し費用などが対象となります。ただし、新居の家具や家電の購入費、配偶者の方の転居に係る費用などは対象にはなりません。

③ 出産等に係る費用

正常分娩、流産、死産の別を問わず、出産のための入院から退院までに要した費用が広く対象となります。また、不妊治療に要する費用、母子保健法に基づく妊婦検診に係る費用も対象となります。ただし、病院までの交通費については対象にはなりません。

④ 子供の医療費

小学校就学までに要した治療費、予防接種代、乳幼児健診に係る費用、医薬品代などが対象となります。保険適用の有無は関係ありません。ただし、病院までの交通費、処方箋に基づかない医薬品代については対象にはなりません。

⑤ 子供の育児費用

小学校就学までに要した幼稚園、保育所等の入園料、保育料（ベビーシッター費用を含む）などが対象となります。

また、内閣府のホームページでは非課税となる費用の「費目リスト」というものが公表されており、さらに詳しく記載されています。

5. 教育資金の一括贈与との違い

(1) 拠出期限

教育資金の一括贈与の方が先に創設された制度ではありますが、贈与資金の拠出期限はどちらも平成31年3月31日までとなっています。

(2) 贈与を受ける子・孫の年齢条件

結婚・子育て資金…20歳以上50歳未満
教育資金…30歳未満

この年齢に達した場合には、残額が贈与税の課税対象となります。この点に関しては両制度とも違いはありません。

(3) 受贈者1人あたりの非課税限度額

結婚・子育て資金については1,000万円（結婚関連費用は300万円）ですが、教育資金については1,500万円（学校等以外への支払は500万円）となっています。

(4) 契約期間中に贈与者が死亡した場合

結婚・子育て資金については、死亡日の残額が贈与をした親・祖父母の相続財産となりますが、教育資金については親・祖父母の相続財産にも、子・孫の贈与税などの課税対象とはなりません。教育資金の場合は、子・孫が30歳に達した時に残額がある場合にのみ、課税対象となります。

また、2つの制度は併用が可能ですが、同じ支払について重複して適用を受けることはできません。

結婚・子育ての費用を父母、祖父母等が支払う事については、通常の範囲であれば贈与税は課税されません。

しかし、贈与者にとっては自分が病気や認知症になりその都度贈与が出来なくなる場合などに備えて将来の分をあらかじめ贈与できるといったメリットがあります。子・孫にとっては、あらかじめ将来発生する支出の原資を確保できるメリットがあります。あわせて使途の範囲も広く短期間で使い切ることも可能です。

一方で、手続きが面倒である点や、贈与者が契約期間中に死亡すると相続税が課税され、結局節税にならない場合があるといったデメリットがあるのも事実です。

一括贈与をするなら、子・孫の年齢もありますが、まずは「教育資金」の贈与をおすすめします。「結婚・子育て資金」の贈与は、その後贈与する親・祖父母の健康状態などを見ながら進めていくことがよいと思います。

以上